

「悪質商法」に御注意！

高齢者被害 特別相談

消費生活に関し、電話または来所による相談を受け付けます。
来所される場合は、予約制となっておりますので、事前に御連絡ください。

日時： 令和2年9月17日(木)・18日(金)

9時～16時

※金曜日は、電話のみ19時まで

実施機関名：川崎市消費者行政センター

川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階

(案内図：裏面参照)

相談専用電話

(044) 200-3030



令和元年度に本市で受けた相談件数(10,001件)のうち、市内在住・在勤の高齢者(65歳以上)が契約当事者になった相談は2,777件で、約28%を占めています。

当センターでは、専門の相談員が問題解決に向けてあっせんや助言等を行っています。お気軽に御相談ください。

《実際にあった相談事例》

- ◆ 自宅に「何でも買い取る」と事業者から電話があり、その後訪問を受けたが、強引に金のネックレスを買い取られた。返して欲しい。(60歳代)
- ◆ 突然来訪した事業者「瓦がずれている。無料で点検を実施している」と誘われ、補修工事の契約を締結したが、クーリング・オフしたい。(70歳代)
- ◆ 事業者から「健康食品を送る」という電話があり、「注文していない」と言ったのに、代引で商品が届いた。仕方なく受け取ったが、やはり返品したい。(80歳代)



川崎市消費者行政センターでは悪質商法被害未然防止や消費者行政センターの周知のため、チラシ、リーフレット、パンフレット等を発行しています。HPから見ることもできますので、是非御活用ください！

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/16-6-8-0-0-0-0-0-0-0.html>